

「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農政部事務取扱い

平成 25 年 4 月 1 日神奈川県環境農政局農政部

ビニールハウスは、原則として建築物として取り扱うことを前提とするが、平成 17 年 8 月 4 日付け神奈川県建築行政連絡協議会「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」及び平成 25 年 3 月 28 日付け神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課「「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて」（以下、「県所管区域取扱い」という。）に基づき運用しているところである。

上記のうち、県所管区域取扱いに規定されている神奈川県環境農政局農政部事務取扱いを次のとおり定める。

第1 前提条件

本取扱いに該当するビニールハウスは、「園芸用施設安全構造基準（暫定基準）」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」（以下、三基準等という）に基づいて施設を設置したもの、又は一般社団法人日本施設園芸協会による診断を受けたものとし、施設保有者は、三基準に基づき施設の保守管理を行うとともに、次のどちらかを施設入り口に掲示する。

- ① 一般社団法人日本施設園芸協会が定めた三基準等に基づき設置したものは、設置業者により三基準等に基づき設置したことに係る説明文
- ② 一般社団法人日本施設園芸協会による診断を受けたものは、その診断書等

第2 適用範囲

(1) 本取扱いの適用範囲は次のとおりとする。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数が利用しないもの。
- ③ 最高の高さが 8m を超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が 5,000 m² 以下のもの。

(2) 県所管区域取扱い第 2 の (2) の「県環境農政局農政部」

「県環境農政局農政部」とは、県と同様の対応を行う農業協同組合等も含む。

ただし、この場合、県に確認した内容を報告するものとする。

第3 その他

本取扱いを見直す場合は、県県土整備局建築住宅部建築指導課と協議することとする。

なお、この取扱いの運用にあたっては、県環境農政局農政部と県県土整備局建築住宅部とで十分連携を密に行うものとする。